

こども園運営規程

社会福祉法人 ブーゲンビレア福祉会

第1条（施設の名称等）

社会福祉法人ブーゲンビレア福祉会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名 称 クララこども園

（２）所在地 〒906-0012 宮古島市平良字西里 2024-1

第2条（施設の目的）

クララこども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

第3条（運営の方針）

当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

第4条（提供する特定教育・保育の内容）

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育を提供する。

第5条（保護者に対する子育て支援の内容）

当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

第6条（地域における子育て支援）

当園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

（1）交流スペースの開設及び相談指導

地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

第7条（職員の職種、員数及び職務の内容）

当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

（2）副園長 1人

副園長は、園長の職務を補助し、所属職員の人事を管理する。

（3）主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

（4）指導保育教諭 1人

指導保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどり、保育教諭その他の職員に対して、教育・保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

（5）保育教諭 9人以上

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

（6）助保育教諭 2人以上（常勤1人、非常勤1人）

助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。

(7) 講師 2人(常勤0人、非常勤2人)

講師は、保育教諭又は助保育教諭に順ずる職務に従事する。

(8) 栄養士 1人(常勤1人、非常勤0人)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(9) 調理員 2人(常勤2人、非常勤0人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(10) 事務職員 1人(常勤1人、非常勤0人)

事務職員は、当園の事務を行う。

(11) 用務員 1人(常勤0人、非常勤1人)

用務員は、当園の雑務を行う。

(12) 看護師 1人(常勤0人、非常勤1人)

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

第8条(学年及び学期)

当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 7月31日 まで

(2) 第2学期 8月1日 から 12月28日 まで

(3) 第3学期 1月4日 から 3月31日 まで

第9条(特定教育・保育を行う日)

当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 学年末休業(3月26日から3月31日まで)

エ 学年年始休業(4月1日から4月6日まで)

オ 夏季休業(7月10日から8月31日までのうち園長が定める25日)

カ 慰霊の日(6月23日)

キ 12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

イ 年始休日（１月２日及び１月３日）

ウ 年末休日（１２月２９日から１２月３１日）

エ 慰霊の日（６月２３日）

- 3 当園は、前２項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

第１０条（特定教育・保育の提供を行う時間等）

特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（１）保育標準時間認定に係る保育時間（１１時間）は、午前７時３０分から午後６時３０分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

（２）保育短時間認定に係る保育時間（８時間）は、午前８時３０分から午後４時３０分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

（３）教育標準時間は、下記のとおりとする。

午前８時３０分から午後 １時００分

- 2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

（１）月曜日から金曜日 午前７時３０分から午後７時００分

（２）土曜日 午前７時３０分から午後６時３０分

- 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（１１時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（８時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。
- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

第１１条（利用者負担その他の費用等）

当園は、宮古島市の定める「宮古島市幼保連携型認定こども園の利用者負担等に関する要綱」で定める利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園においては、宮古島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表 1 に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 3 当園は、宮古島市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準により、別表 2 に掲げる実費を徴収する。ただし、主食費及び副食費については宮古島市認可保育所等補助金交付要綱により当該費用を宮古島市が補助することを条件として当該費用を免除する。
- 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 3 に掲げる費用を徴収する。
- 5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 4 に掲げる費用を徴収する。

第 12 条（利用定員）

利用定員は、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号	—	—	—	3 人	3 人	3 人	9 人
2 号・3 号	6 人	9 人	10 人	12 人	12 人	12 人	61 人
合計	6 人	9 人	10 人	15 人	15 人	15 人	70 人

第 13 条（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第 11 条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

（1）申込みを受けた順序により決定する方法

- 3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

第 14 条（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

- 2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の

提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

3 退園又は休園しようとする教育標準時間認定子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

第15条（緊急時等における対応方法）

当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

第16条（非常災害対策）

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

第17条（虐待の防止のための措置）

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

第18条（秘密保持）

当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

別表 1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
英語教育に係る費用	情操教育 4 歳 5 歳 部外講師謝礼	月額 600 円
リトミックに係る費用	情操教育 3 歳 4 歳 5 歳 部外講師謝礼	月額 600 円
体操教育に係る費用	情操教育 3 歳 4 歳 5 歳 部外講師謝礼	月額 600 円

別表 2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみの購入費用（制作活動に使用するため）	実費
給食費	1 号認定の園児	副食費 3,040 円 主食費 360 円
	2 号認定の園児	副食費 4,500 円 主食費 500 円

別表 3

項 目	金 額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	500 円／30 分

別表 4

項 目	金 額
教育標準認定子どもの預かり保育 に係る利用者負担	7 : 30～8 : 30 13 : 00～19 : 00 800 円 土曜日 : 7 : 30～18 : 30 1,800 円